

一般財団法人熊本市社会教育振興事業団ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人熊本市社会教育振興事業団（以下「事業団」という。）が管理するホームページ（以下「事業団ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 トップページ下部
- (2) 広告の枠数 8 枠

(広告の掲載基準)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、事業団の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他事業団ホームページに掲載する広告として適当でないと事業団が認めるもの
 - ① 社会的批判を招くおそれのあるもの
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - ③ 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
 - ④ 消費者保護の観点から配慮が必要なもの
 - ⑤ 事業団の指名停止措置を受けている者
 - ⑥ 事業団の施策及び事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの

- ⑦ その他事務局長が適当でないと認めたもの

(広告の種類及び規格等)

第5条 次の各号に掲げる事項は、事業団が別に定める。

- (1) 広告の種類 バナー広告
- (2) 広告の規格
 - ① 大きさ 縦 60 ピクセル×横 180 ピクセル
 - ② 形式 GIF (アニメ不可)・JPEG
 - ③ データ容量 10KB 以下
- (3) 広告の禁止表現

広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に沿ったものとし、広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとする。

- ① 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- ② 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例)文字色と背景色のコントラスト(明度差)が強いもの等
- ③ 実際には機能しないもの
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- ④ その他広告の表現として適当でないと事務局長が認めるもの

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。月の途中からの開始も可。
- 3 広告を掲載する終了日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。月の途中での終了も可。
- 4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が休館日に当たる場合の掲載開始日及び掲載終了日は、事業団が別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告主は、別紙第1号様式により事業団に広告の掲載を申し込むものとする。

- 2 事業団は、前項の申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定により審査を行うこととする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 8 条 広告主は、第 4 条及び第 5 条により作成した広告原稿を、原則として掲載開始日から起算して 7 日前の日までで事業団が指定する日までに、事業団が指定する場所に提出するものとする。

2 事業団は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が、第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 9 条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、事業団が定める。（別紙 1 参照）

2 広告主は、事業団が定める手続に従い、事業団に広告掲載料を支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第 10 条 事業団は、第 8 条の規定により提出された広告原稿を原則として掲載開始日の前日に掲載するものとする。

2 事業団は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後 1 時から午後 5 時までの間に削除するものとする。

(広告内容の修正)

第 11 条 事業団は、広告の内容等が各種法令又は当該要領等に違反している、若しくは恐れがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に通知のうえ修正することができる。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 事業団は、第 4 条又は第 5 条の規定に反すると認める場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、事業団に申し出なければならない。

(広告の変更)

第 14 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第 8 条の規定に準じて、

広告原稿の作成及び提出を行うものとする。

- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 8 条第 2 項の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。

(リンク先の変更)

第 15 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 7 日前までに、劇場に届け出るものとする。

- 2 事業団は、前項の届け出があった場合は、直ちに第 4 条の規定により審査を行うものとする。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 17 条 広告掲載の更新について、掲載申込期間満了後も引き続き、掲載を希望する広告主は、その旨、事業団の担当者に連絡することとし、その連絡をもって更新があったものとする。(再度の申込書の提出は求めない。)

附 則

この要綱は、令和 2 年 月 日から施行する。

別紙 1

| | |
|---------|----------------------|
| バナー広告料金 | 1 か月 3,000 円 (消費税等込) |
| | 12 か月 30,000 円 (〃) |